

## 目次

1. 対象となる「運賃改定」について.....	2
Q 1 対象となる「運賃改定」とは具体的に何を指すのか.....	2
Q 2 「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」とは具体的に何を指すのか.....	2
Q 3 協議運賃や軽微運賃を適用している系統についてはどのように適用するのか.....	2
Q 4 控除対象となるのは補助対象経常費用の見込額のみで、輸送密度（輸送量・みなし運行回数）を算出する運送収入見込額は控除なしという理解でよいか。.....	3
Q 5 新設系統については対象外とのことだが、例えば既存系統の延伸・縮小などの場合は対象となるか。.....	3
Q 6 控除対象となる事業年度ではなく、その前年に系統の新設をしている場合の控除額算出方法について。例えば、R6.9 に上限運賃の変更認可を受け R8 事業年度に控除を受ける場合、R7 事業年度に系統の新設をしていれば、これまでは運送収入の算出は実績のある R6.10～R7.3 から算出していた。この期間のキロ当たり収入に控除額を加算する方法となるか。.....	3
Q 7 補助対象期間の基準期間を含む 3 年間に上限運賃の変更認可を受け、運賃改定を実施した事業者同士が吸収合併した場合、「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」の算定はどのように行うのか。.....	3
2. 控除額の算定方法について.....	4
Q 8 上限運賃の変更認可を受けた月に関わらず、控除額は「年間のキロ当たり収益 × 平均改定率 ÷ (1 + 平均改定率)」の認識でよいか。.....	4
Q 9 基準期間を含む 3 年間で複数回に渡り上限運賃の変更認可を受けた場合の控除額の算定方法如何。.....	4
Q 10 複数の標準運賃ブロックに跨がる系統の控除額の算定方法如何。.....	4
Q 11 共同運行便の場合の控除額の算定方法如何。.....	4
Q 12 上限運賃の変更認可を受けた事業者と競合（並行）する他事業者が、上限運賃の変更認可を受けた事業者の運賃改定に引っ張られ、値上げ調整（他社調整上げ）のため、上限運賃の変更認可を受けた場合にも適用されるのか。.....	5
3. その他.....	5
Q 13 収益の控除について、ブロック単価カットを受けている事業者のみが対象となる理由如何。.....	5

## 1. 対象となる「運賃改定」について

### Q 1 対象となる「運賃改定」とは具体的に何を指すのか

A 1 「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」第3-3.の規定に定める単位で「上限運賃の変更認可」を受けた実績をもって、「運賃改定を行った」ということにしています。

実施運賃の変更を行った場合、協議運賃及び軽微運賃の変更を行った場合のみでは収益控除の対象となりません。

### Q 2 「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」とは具体的に何を指すのか

A 2 平均値上率とは、「上限運賃の平均値上率」のことであり、運賃の制定形態ごとの運賃改定前の運送収入、収入ウェイト、値上げの内容（基準賃率や上限運賃の現行と申請値）により算出される率の合計になります。

上限運賃の変更認可申請時における「平均値上率」と同一の値となるになるようにしてください。

### Q 3 協議運賃や軽微運賃を適用している系統についてはどのように適用するのか

A 3 補助対象系統が含まれる標準運賃ブロックにおいて、運行事業者が「上限運賃の変更認可」を受けているのであれば、補助対象系統が協議運賃を適用している系統であっても、収益控除の対象となります。

一方で、協議運賃の変更を行った実績のみでは収益控除の対象となりません。

なお、軽微運賃については、そもそも軽微運賃の適用を受けている系統自体が幹線補助の対象外となっています。

Q 4 控除対象となるのは補助対象経常費用の見込額のみで、輸送密度（輸送量・みなし運行回数）を算出する運送収入見込額は控除なしという理解でよいか。

A 4 輸送密度の算定の際に用いる収益について控除を行うものではありません。

Q 5 新設システムについては対象外とのことだが、例えば既存システムの延伸・縮小などの場合は対象となるか。

A 5 既存システムの収益実績をもとに経常収益を算定している場合については、既存システムを延伸・縮小した場合であっても収益控除の対象となります。

Q 6 控除対象となる事業年度ではなく、その前年にシステムの新設をしている場合の控除額算出方法について。例えば、R6.9に上限運賃の変更認可を受けR8事業年度に控除を受ける場合、R7事業年度にシステムの新設をしていれば、これまでは運送収入の算出は実績のあるR6.10～R7.3から算出していた。この期間のキロ当たり収入に控除額を加算する方法となるか。

A 6 収益控除は基準期間の収益実績をもとに算定するものであるため、基準期間の1年間の収益実績がないシステムについては、控除の対象にできません。

Q 7 補助対象期間の基準期間を含む3年間に上限運賃の変更認可を受け、運賃改定を実施した事業者同士が吸収合併した場合、「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」の算定はどのように行うのか。

A 7 収益控除は基準期間を含む過去3年間に運賃改定を実施した事業者が合併した場合、法人格を引き継いだ事業者に対して収益控除を適用します。同期間内に運賃改定を実施した事業者が運行していたシステムであっても、交付申請時点でそれらの事業者が合併や分割等により法人格が変わった場合には収益控除の対象となりません。

## 2. 控除額の算定方法について

**Q 8** 上限運賃の変更認可を受けた月に関わらず、控除額は「年間のキロ当たり収益 × 平均改定率 ÷ (1 + 平均改定率)」の認識でよいか。

A 8 基準期間、基準期間の前年度又は基準期間の前々年度にそれぞれ対応する期間に上限運賃の変更認可を受けた場合であれば、月を問わず、それぞれの期間に対応する割合で収益控除を行います。

**Q 9** 基準期間を含む3年間で複数回に渡り上限運賃の変更認可を受けた場合の控除額の算定方法如何。

A 9 3年間で複数回運賃改定している場合は、それぞれの控除額を足し上げて算定してください。

具体的な計算例は別添「事例3」にて示しています。

**Q 10** 複数の標準運賃ブロックに跨がる系統の控除額の算定方法如何。

A 10 複数の標準運賃ブロックに跨がる事業者が運賃改定を実施した場合、複数の標準運賃ブロックに跨がる系統については、当該系統が各標準運賃ブロックに含まれている割合を乗じる形で算定します。(複数の補助ブロックを跨がる系統に対する補助額算定と同様の流れになります。)

具体的な計算例は別添「事例4」にて示しています。

**Q 11** 共同運行便の場合の控除額の算定方法如何。

A 11 共同運行便については、一の事業者の運賃改定による収益控除額を共同運行を行う事業者数で除して算定します。

具体的な計算例は別添「事例5」にて示しています。

Q12 上限運賃の変更認可を受けた事業者と競合（並行）する他事業者が、上限運賃の変更認可を受けた事業者の運賃改定に引っ張られ、値上げ調整（他社調整上げ）のため、上限運賃の変更認可を受けた場合にも適用されるのか。

A12 道路運送法施行規則第8条第3項第1号の事由（いわゆる「調整上げ」）により上限運賃の変更認可を受けた場合については、適用外になります。

### 3. その他

Q13 収益の控除について、ブロック単価カットを受けている事業者のみが対象となる理由如何。

A13 経費がブロック単価を超える可能性がある場合、運賃改定を通じて運転手の待遇改善や利用者利便向上に資する投資といった取組を行うに際して負の誘因が生じることから、ブロック単価カットを受けている事業者を対象に、収益の控除の仕組みを導入しました。